

コミュニティ事業補助金の概要

綾部市では、地域住民が組織する団体（自治会等）が実施するまちづくり計画の策定や植栽等のまちづくり活動、郷土芸能の保存などのコミュニティ活動（ソフト事業）や公民館等のコミュニティ活動に必要な施設・設備の新築及び整備等（ハード事業）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助対象】	ソフト事業	10万円以上の事業
	ハード事業	60万円以上の事業

【補助率】	ソフト事業	2分の1以内
	ハード事業	3分の1以内

【限度額】	ソフト事業	20万円
	ハード事業	150万円
	※新築・全面改築	300万円

- 【その他】
- ・人件費など経常的経費、補償等は補助対象経費外
 - ・1団体につき5年以上に1回
 - ・他の補助金がある場合は補助対象外
 - ・建物に付属しない設備の設置又は改修のための事業は補助対象外
 - ・新築、全面改築300万円の適用は1自治会1物件で、補償等がない場合に限る
 - ・申請は事業実施年度の前年11月末まで
 - ・変更、中止は承認が必要

【手続きの流れ】

- 1 交付申請（団体→市） **※事業実施の前年11月30日までに提出してください。**
 - ・申請書（様式）
 - ・団体の規約、構成員、事業概要、収支状況
 - ・申請事業の見積書
 - ・設計書、図面、現状写真等
- 2 交付決定（市→団体） 4月以降
- 3 事業実施（団体） **※年度内に完了してください。**
- 4 実績報告（団体→市） **※併せて補助金請求＝請求書提出**
 - ・報告書（様式）
 - ・領収書及び請求書
 - ・完成写真等
 - ・補助金請求書（様式）
- 5 補助金交付【市→団体】（口座振込）

※申請前に市民協働課に協議をお願いします。